

6 障害者の就労支援の推進等について

8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

平成 24 年度報酬改定において、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととし、平成 24 年 10 月から施行しているところであり、平成 26 年 9 月においては、91 事業所（3.2%）が減算の対象となっている（平成 24 年 10 月の実績は、110 事業所（4.3%））。

【関連資料①（86 頁）】

また、一般就労への移行率の状況を見ると、1 年間における一般就労への移行率が 20% 以上の事業所は 44.9% となっている一方で、一般就労への移行率が 0 % の事業所は 35.1% となっている状況であり、一般就労への移行実績が高い事業所と実績のない事業所とで二極化しているのが現状である。【関連資料②（87 頁）】

こうした現状を踏まえ、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算割合を強化するとともに、原則の利用期間である 2 年間で、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設したところである。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更することから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととしたところである。

また、就労移行支援では、運営基準において職場への定着のための支援の実施が義務付けられており、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることから、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を新たに設けたところである。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所（4.0%）が減算の対象となっているところである（平成 24 年 10 月実績は、141 事業所（10.2%））。【関連資料③（88 頁）】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自

立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成27年10月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

③ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとなっているが、今年度末までの経過措置として、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域においては、協議会等からの意見を徴することにより一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用する事が可能となっている。

当該経過措置については、平成18年10月から設けてきたものであり、アセスメントの体制整備についてもお願いしてきたところであることから、予定通り今年度末で廃止し、平成27年度からは、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、アセスメントを実施していただくこととなるのでご了知願いたい。

なお、これまでのアセスメントの考え方は、就労移行支援を利用した結果、一般就労が可能かどうかを見極めるという性質のものであったが、平成27年度以降にアセスメントを実施する趣旨は、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握することにより、当該アセスメントの結果を相談支援事業所が作成するサービス等利用計画や就労継続支援B型事業所等が作成する個別支援計画に反映させることで適切な支援につなげるというものである。

アセスメントの実施にあたっては、先般、アセスメントの必要性や実施方法等について示したマニュアルをお示ししたところであるので、当該マニュアルを参考にしつつ、アセスメント体制の早急な整備や円滑な実施をお願いしたい。

④ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて

現在、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、通所による利用が困難であり、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者が一定の要件を満たす場合に限り、在宅による利用が認められており、就労移行支援については、在宅による利用が認められていないところである。

しかしながら、近年、ICT（情報通信技術）を活用して在宅勤務するテレワークが普及ってきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年4月から、就労移行支援においても、在宅による利用を認めることとしているところである。

なお、在宅利用にあたっての要件等については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を改正し、お示しすることとしているのでご了知願いたい。

また、在宅による就労移行支援を行うノウハウを持つ事業所は少ないと考えられることから、今後、在宅における就労支援のためのマニュアルを作成することとしているのでご了知願いたい。

（2）工賃向上に向けた取組について

① 平成25年度の工賃実績について

平成25年度の就労継続支援B型事業所の利用者の全国の平均工賃月額は14,437円、対前年度比247円増（1.7%増）となっているところである。

また、全国の平均工賃月額は、平成18年度から2,215円増（18.1%増）であるが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成25年度の平均工賃は、15,827円（平成18年度12,515円）と、3,312円増（26.5%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料④（89頁～91頁）】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、工賃向上にあたっては、事業所による積極的な取組が重要であることから、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、目標工賃達成加算や目標工賃達成指導員配置加算の充実・

強化を図ることとしているので、引き続き事業所における取組が促進されるよう、管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 平成 27 年度以降の工賃向上計画の策定について

工賃向上計画については、都道府県及び全ての就労継続支援 B 型事業所等において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を対象期間とした計画を策定し、工賃向上計画に向けた取組を実施いただいているところであります。

就労継続支援 B 型事業所における平成 25 年度の平均工賃月額は 14,437 円であり、引き続き工賃向上に向けた取組を実施していただく必要があることから、平成 27 年度以降についても工賃向上計画を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組んでいただきたい。

計画の対象期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年とし、計画の策定にあたっては、「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」を参考にされたい。

なお、工賃向上に向けた取組は、継続的に実施いただくことが重要であることから、平成 30 年度以降についても 3 か年を 1 サイクルとした計画を策定いただくことを考えているのでご了知願いたい。

（3）障害者の就労支援に係る予算について

① 平成 27 年度工賃向上計画支援事業について

平成 27 年度の工賃向上計画支援事業については、平成 26 年度におけるメニューを一部見直し、共同受注窓口を活用した品質向上支援を行うこととしているところである。

共同受注窓口においては、障害者就労施設が提供できる物品・役務の情報提供や官公庁や民間企業からの共同受注のほか、障害者就労施設における工賃の向上を図るために、製品のブランド化の推進や販路拡大に向けた取組を行っているところもあるため、積極的に活用願いたい。

また、平成 27 年度においても、共同受注窓口の体制整備に係る予算を確保しているところであり、共同受注窓口の整備が未整備の自治体においては、積極的に活用いただきたい。【関連資料⑤（92 頁）】

② 就労移行等連携調整事業について

障害者が社会を構成する一員として地域のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系

障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、新規に平成27年度予算案において所要の額を計上しているところである。

今後、事業の実施要綱を策定し、3月中には周知させていただく予定であるので、各都道府県におかれましては、当該事業の趣旨をご理解いただき積極的に活用していただけるようお願いしたい。【関連資料⑥（93頁）】

(関連資料①)

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

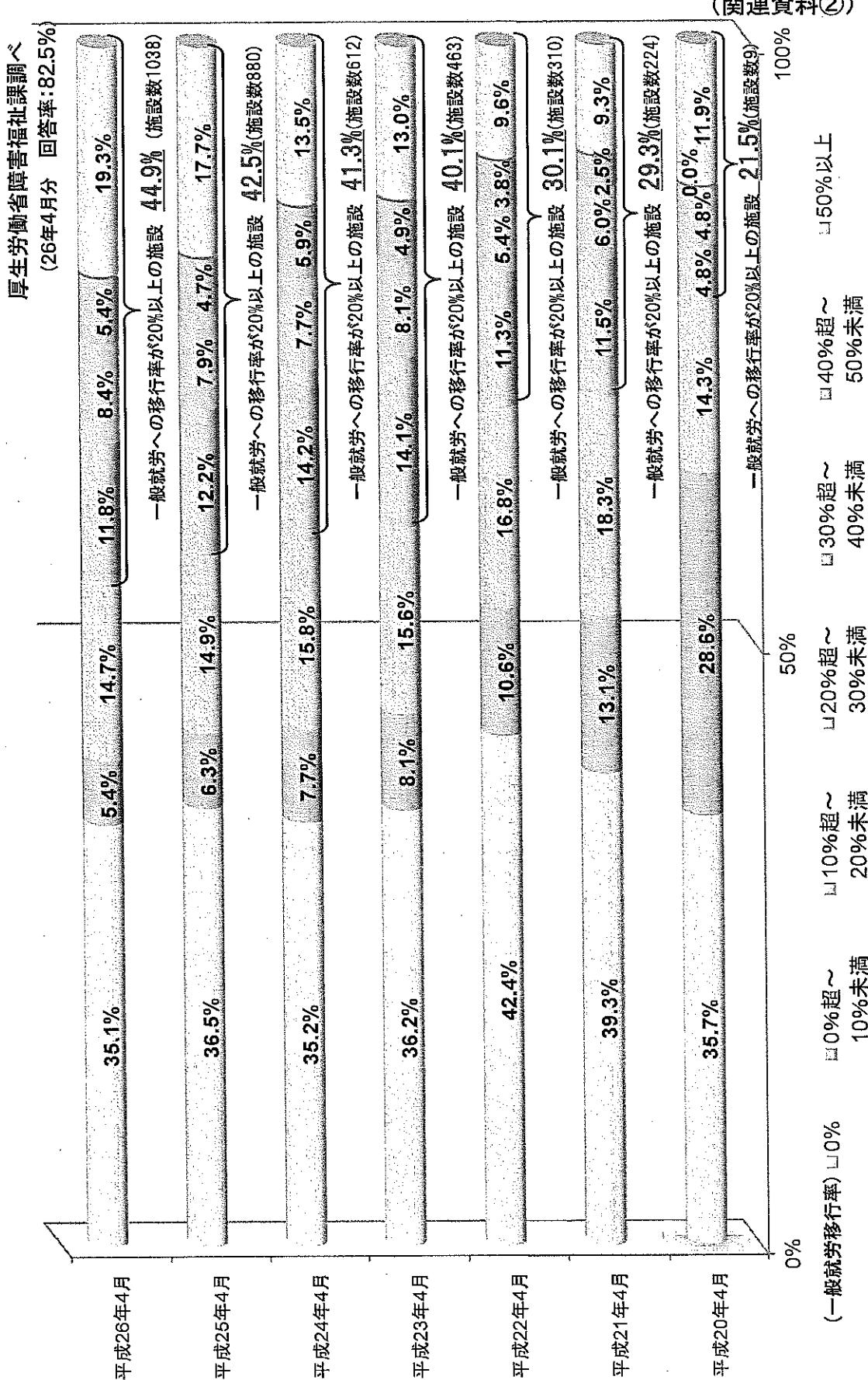
一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	2,566	2,873
	(うち適用あり)	110 4.3%	91 3.2%
北海道	事業所数	157	173
	(うち適用あり)	10 6.4%	9 5.2%
青森	事業所数	50	49
	(うち適用あり)	6 12.0%	6 12.2%
岩手県	事業所数	26	29
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
宮城県	事業所数	63	62
	(うち適用あり)	1 1.6%	1 1.6%
秋田県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
山形県	事業所数	22	33
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	17	20
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
茨城県	事業所数	111	132
	(うち適用あり)	7 6.3%	9 6.8%
栃木県	事業所数	56	58
	(うち適用あり)	3 5.4%	2 3.4%
群馬県	事業所数	39	40
	(うち適用あり)	1 2.6%	2 5.0%
埼玉県	事業所数	96	114
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 0.9%
千葉県	事業所数	84	102
	(うち適用あり)	2 2.4%	0 0.0%
東京都	事業所数	197	224
	(うち適用あり)	6 3.0%	8 3.6%
神奈川県	事業所数	84	109
	(うち適用あり)	2 2.4%	1 0.9%
新潟県	事業所数	71	83
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.4%
富山県	事業所数	22	24
	(うち適用あり)	1 4.5%	1 4.2%
石川県	事業所数	30	30
	(うち適用あり)	1 3.3%	3 10.0%
福井県	事業所数	39	37
	(うち適用あり)	5 12.8%	2 5.4%
山梨県	事業所数	36	38
	(うち適用あり)	2 5.6%	2 5.3%
長野県	事業所数	66	62
	(うち適用あり)	3 4.5%	3 4.8%
岐阜県	事業所数	26	34
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
静岡県	事業所数	70	81
	(うち適用あり)	3 4.3%	0 0.0%
愛知県	事業所数	108	115
	(うち適用あり)	1 0.9%	2 1.7%

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	15	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
滋賀県	事業所数	26	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.8%
京都府	事業所数	41	49
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 2.0%
大阪府	事業所数	159	178
	(うち適用あり)	4 2.5%	2 1.1%
兵庫県	事業所数	71	95
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.1%
奈良県	事業所数	23	24
	(うち適用あり)	2 8.7%	1 4.2%
和歌山県	事業所数	24	25
	(うち適用あり)	1 4.2%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	16	20
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	2 9.5%	0 0.0%
岡山県	事業所数	30	25
	(うち適用あり)	2 6.7%	1 4.0%
広島県	事業所数	61	67
	(うち適用あり)	5 8.2%	2 3.0%
山口県	事業所数	32	32
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.1%
徳島県	事業所数	20	24
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	14	14
	(うち適用あり)	1 7.1%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	43	40
	(うち適用あり)	4 9.3%	1 2.5%
高知県	事業所数	16	14
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	133	170
	(うち適用あり)	6 4.5%	5 2.9%
佐賀県	事業所数	22	25
	(うち適用あり)	2 9.1%	1 4.0%
長崎県	事業所数	53	56
	(うち適用あり)	3 5.7%	7 12.5%
熊本県	事業所数	60	66
	(うち適用あり)	5 8.3%	6 9.1%
大分県	事業所数	35	44
	(うち適用あり)	1 2.9%	1 2.3%
宮崎県	事業所数	39	43
	(うち適用あり)	3 7.7%	0 0.0%
鹿児島県	事業所数	47	52
	(うち適用あり)	4 8.5%	4 7.7%
沖縄県	事業所数	74	86
	(うち適用あり)	1 1.4%	1 1.2%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



(関連資料③)

就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

短時間の利用者の割合が高い就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算(平成24年10月施行)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	1,385	2,387
	(うち適用あり)	141 10.2%	95 4.0%
北海道	事業所数	121	175
	(うち適用あり)	37 30.6%	35 20.0%
青森	事業所数	34	46
	(うち適用あり)	6 17.6%	3 6.5%
岩手県	事業所数	28	41
	(うち適用あり)	2 7.1%	0 0.0%
宮城県	事業所数	24	34
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 2.9%
秋田県	事業所数	7	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山形県	事業所数	13	23
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	15	24
	(うち適用あり)	1 6.7%	2 8.3%
茨城県	事業所数	11	23
	(うち適用あり)	1 9.1%	0 0.0%
栃木県	事業所数	14	29
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.4%
群馬県	事業所数	5	13
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
埼玉県	事業所数	16	36
	(うち適用あり)	2 12.5%	1 2.8%
千葉県	事業所数	19	33
	(うち適用あり)	2 10.5%	1 3.0%
東京都	事業所数	39	70
	(うち適用あり)	8 20.5%	8 11.4%
神奈川県	事業所数	30	58
	(うち適用あり)	3 10.0%	2 3.4%
新潟県	事業所数	14	19
	(うち適用あり)	5 35.7%	2 10.5%
富山県	事業所数	16	34
	(うち適用あり)	2 12.5%	0 0.0%
石川県	事業所数	22	39
	(うち適用あり)	1 4.5%	0 0.0%
福井県	事業所数	39	56
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山梨県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
長野県	事業所数	26	31
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
岐阜県	事業所数	41	82
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 1.2%
静岡県	事業所数	49	74
	(うち適用あり)	1 2.0%	0 0.0%
愛知県	事業所数	110	190
	(うち適用あり)	11 10.0%	6 3.2%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	29	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
滋賀県	事業所数	13	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
京都府	事業所数	25	41
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 4.9%
大阪府	事業所数	33	107
	(うち適用あり)	4 12.1%	4 3.7%
兵庫県	事業所数	40	87
	(うち適用あり)	2 5.0%	1 1.1%
奈良県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	1 7.7%	0 0.0%
和歌山県	事業所数	27	38
	(うち適用あり)	1 3.7%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	24	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	18	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
岡山県	事業所数	74	118
	(うち適用あり)	3 4.1%	3 2.5%
広島県	事業所数	30	54
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山口県	事業所数	8	16
	(うち適用あり)	1 12.5%	0 0.0%
徳島県	事業所数	5	12
	(うち適用あり)	1 20.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	5	11
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	31	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
高知県	事業所数	19	22
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	71	150
	(うち適用あり)	8 11.3%	5 3.3%
佐賀県	事業所数	12	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.6%
長崎県	事業所数	33	41
	(うち適用あり)	3 9.1%	0 0.0%
熊本県	事業所数	87	131
	(うち適用あり)	22 25.3%	8 6.1%
大分県	事業所数	21	38
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
宮崎県	事業所数	13	26
	(うち適用あり)	5 38.5%	1 3.8%
鹿児島県	事業所数	17	44
	(うち適用あり)	4 23.5%	3 6.8%
沖縄県	事業所数	36	75
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.7%

(関連資料 ④)

平成25年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

10,671事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果

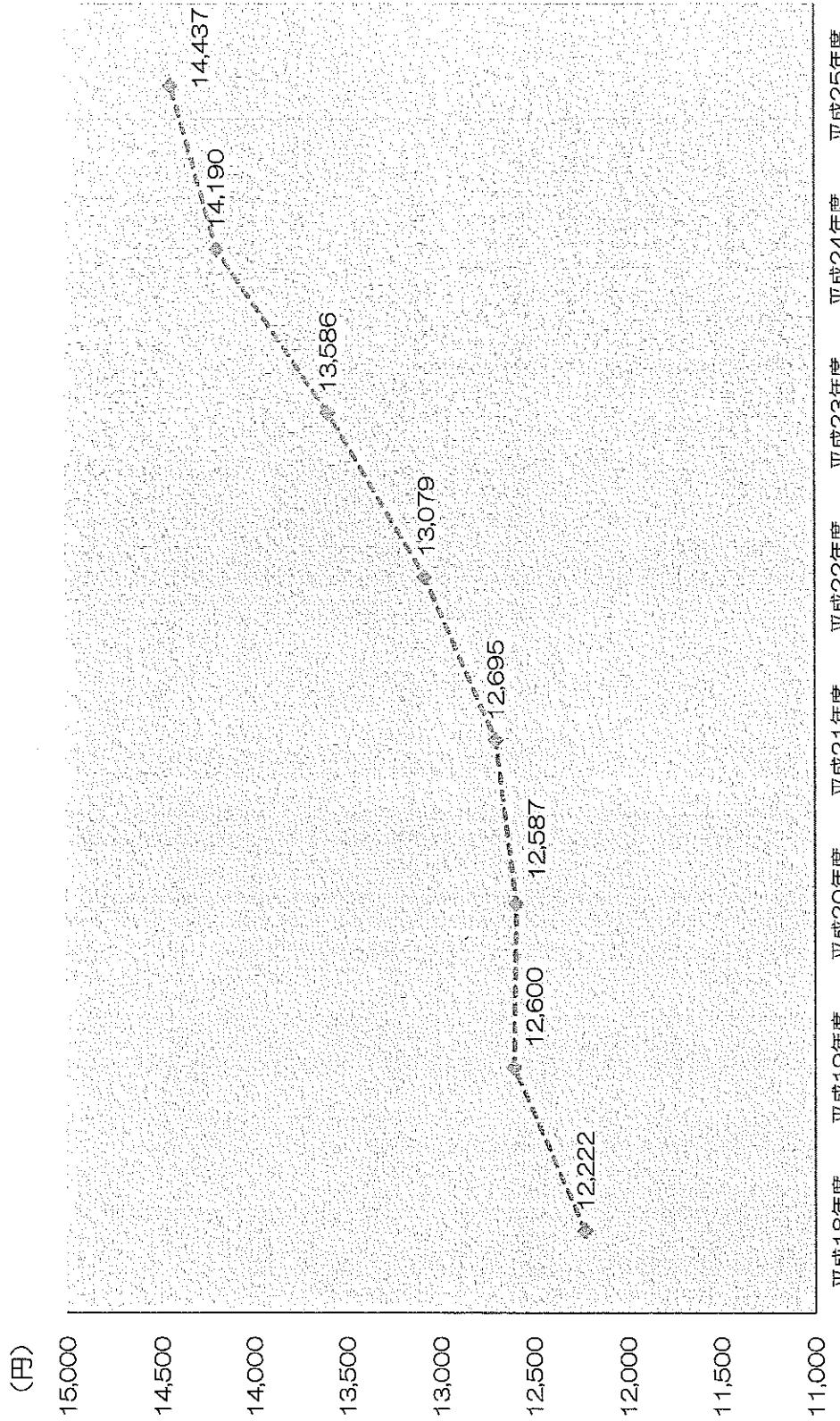
平成25年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成24年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,437円 (101.7%)	178円 (101.1%)	8,589	14,190円	176円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	69,458円 (101.1%)	737円 (101.8%)	2,082	68,691円	724円
就労継続支援 事業平均	22,898円 (108.1%)	276円 (107.0%)	10,671	21,175円	258円

○ 平成18年度と平成25年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）(増減率)
工賃向上計画の対象施設 ^(*) の平均工賃 ※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) (平成25年度) 12,222円 → 14,437円 (118.1%)
就労継続支援B型事業所（平成25年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成25年度) 12,542円 → 15,872円 (126.6%)

平均工賃の推移



(※) 平成18年度から平成23年度においては、授産施設、小規模通所授産施設を含む

平成18・25年度平均工賃（都道府県別）

(円／月額)

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃	都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃
北海道	15,305	18,848	滋賀県	15,566	17,558
青森県	9,310	12,125	京都府	12,999	15,395
岩手県	15,225	18,114	大阪府	7,990	10,345
宮城県	13,061	16,989	兵庫県	10,190	13,020
秋田県	12,580	13,790	奈良県	9,861	13,856
山形県	10,283	11,526	和歌山県	12,046	15,741
福島県	9,540	12,842	鳥取県	13,366	17,090
茨城県	9,241	11,353	島根県	12,549	17,921
栃木県	12,563	14,804	岡山县	10,750	12,126
群馬県	11,116	16,346	広島県	12,419	15,551
埼玉県	11,777	13,309	山口県	12,632	15,639
千葉県	12,024	12,596	徳島県	14,636	19,299
東京都	14,488	14,588	香川県	11,172	13,920
神奈川県	12,367	13,180	愛媛県	11,710	14,667
新潟県	10,441	13,416	高知県	16,013	18,738
富山県	11,933	14,027	福岡県	11,664	13,112
石川県	15,179	15,297	佐賀県	15,396	16,875
福井県	15,493	19,733	長崎県	11,181	13,894
山梨県	10,736	15,449	熊本県	12,836	13,648
長野県	10,548	14,074	大分県	13,489	15,869
岐阜県	10,068	11,756	宮崎県	11,018	15,078
静岡県	13,661	14,055	鹿児島県	12,809	14,119
愛知県	14,447	15,318	沖縄県	13,552	14,032
三重県	10,407	12,851			

(※)平成18年度は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設の平均

平成25年度は、就労継続支援B型事業所の平均

工賃向上計画支援事業の概要

平成27年度予算案:2.8億円

雇用の整備

- 就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

雇用の整備

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①)
社会福祉法人やNPO法人等の民間団体(特別事業の②・③)【新規】

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

平成27年度予算案:2.8億円

- 就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の立ち上げ支援

- 複数の事業所が共同で受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備に係る支援
(補助対象期間:2年間)

②共同受注窓口による受注促進支援^新

- 事業所が提供する物品等に対する発注促進とともに、事業所の受注機会の拡大を図るための全国規模のシステムを構築

③障害者の技術向上支援(モデル事業)^新

- 障害者に対し、様々な分野で活躍する専門家による技術指導を直接行い、一流の技術を身につけるためのプログラムをモデル的に実施

(選択肢⑤)

就労移行等連携調整事業

平成27年度予算案：110,662千円

【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援する必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行われるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1／2

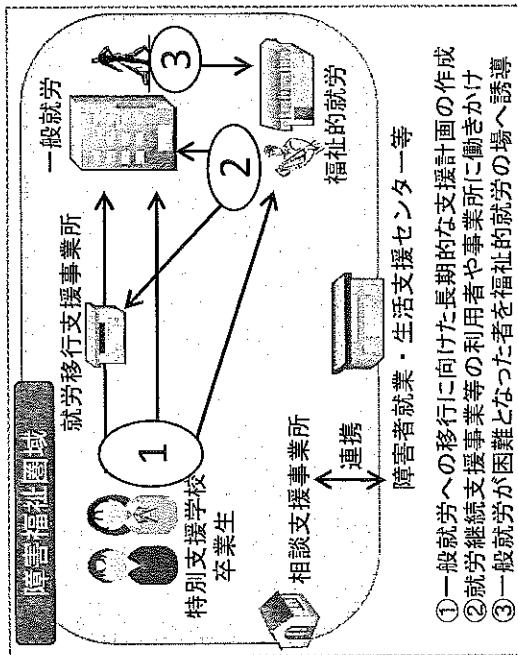
4 積算

$$4,709\text{千円} \times 47\text{か所} \times 0.5 = 110,662\text{千円}$$

【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするために、一般的就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

(選択肢番号⑥)



地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県（ほか支所5か所）に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○ 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○ 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

○ 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施。

○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

地域障害者職業センターが実施する就業支援基礎研修

対象者

就労移行支援事業者、福祉、教育、医療等の関係機関において障害者の就業支援を担当する職員を対象

研修の内容

効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術等（就業支援の基本的知識・理念、就業支援に関する制度、地域における関係機関の役割と連携方法及び企業における障害者雇用）に関する内容となっています。

なお、この研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の就労支援関係研修了加算に係る厚生労働大臣が定める研修（※）に該当します。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号の就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修